

## 基本施策Ⅱ-2

### 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実

**趣旨** 在宅医療や介護サービスの円滑な提供を推進するとともに、医療と介護の連携体制づくり等を支援します

#### 現状及び課題

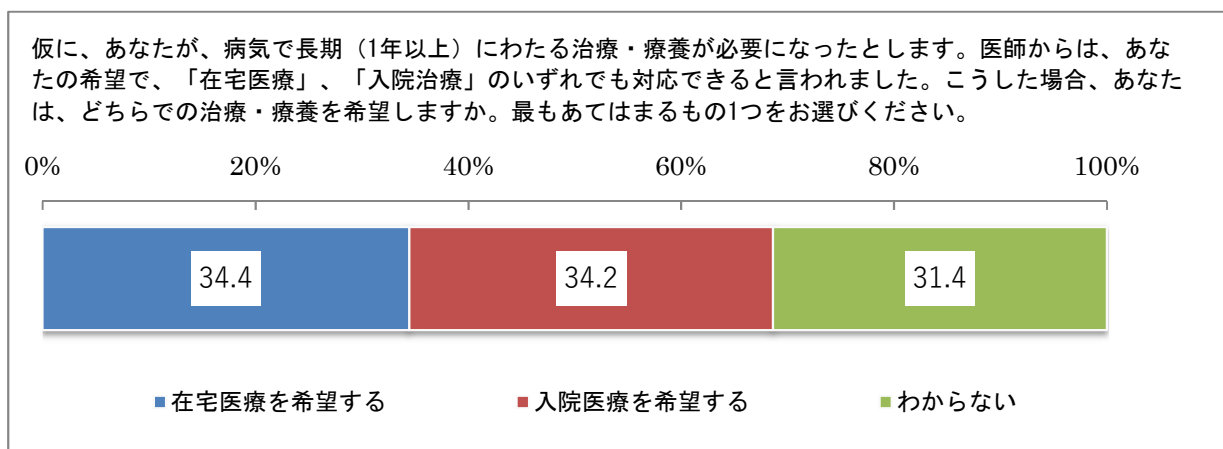
##### 【在宅医療】

- 後期高齢者は、慢性疾患による受療が多い、疾病の罹患率が高い、複数の疾病にかかりやすい、要介護や認知症の発生率が高い等の特徴があり、医療サービスと介護サービスの両方が必要となる場合も少なくありません。

今後も、両サービスを必要とする高齢者の大幅な増加が見込まれることから、病院を退院した患者が自宅や地域で必要な医療・介護サービスを受けられるよう、医療機関の役割分担と連携を進めるとともに、在宅医療と介護との連携体制を構築し、切れ目のない医療・介護サービスの提供体制をつくることが重要です。

- 長期にわたる治療・療養が必要になった場合、約3割の人が在宅医療を希望しており、在宅患者への訪問診療の実施件数は増加しています。一方で、人口当たりの在宅患者訪問診療実施病院・診療所や訪問看護ステーションの数は全国平均を下回っており、在宅医療を支える医療資源の更なる充実が求められています。（図 3-2-2-1、表 3-2-2-1、図 3-2-2-2）

図 3-2-2-1 在宅医療の希望者の割合（千葉県）（n = 7,000）



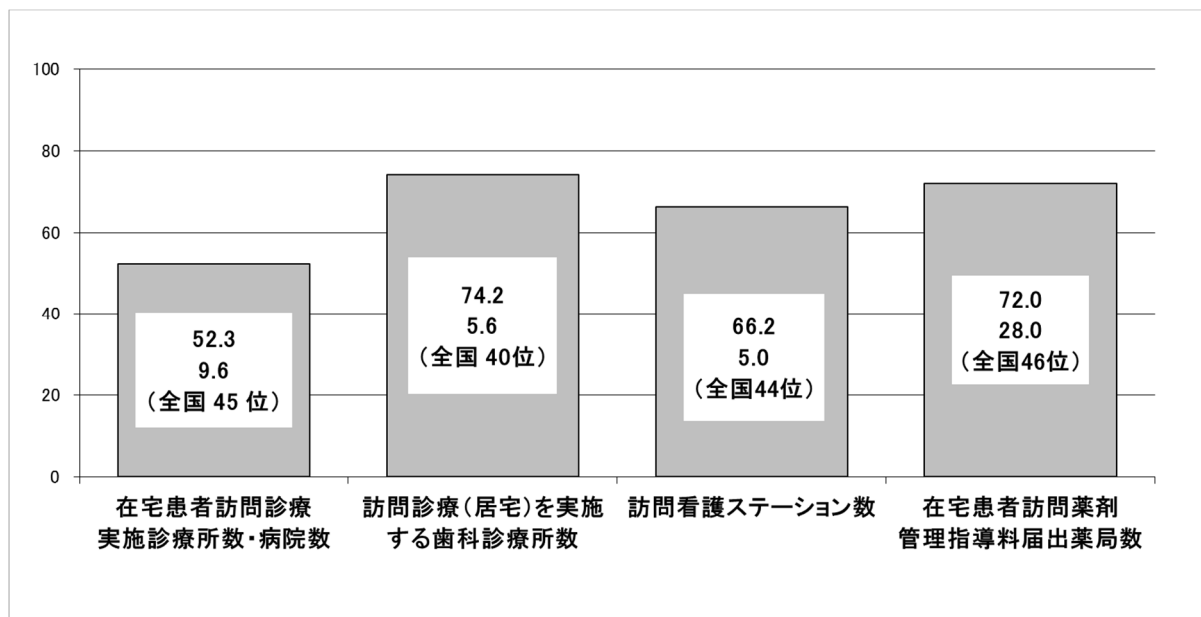
※ 実施期間：平成 29 年（2017 年）7 月 21 日～平成 29 年（2017 年）8 月 9 日

表 3-2-2-1 在宅患者訪問診療件数＜病院、一般診療所＞（千葉県）

	平成14年	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年
病院	3,229	2,763	4,189	3,733	5,240
一般診療所	7,050	9,514	18,247	21,633	37,652
計	10,279	12,277	22,436	25,366	42,892

※ 医療施設静態調査（厚生労働省）による。件数は1か月当たり実施した延べ件数

図 3-2-2-2 全国を100としたときの千葉県の在宅医療資源（人口10万対）



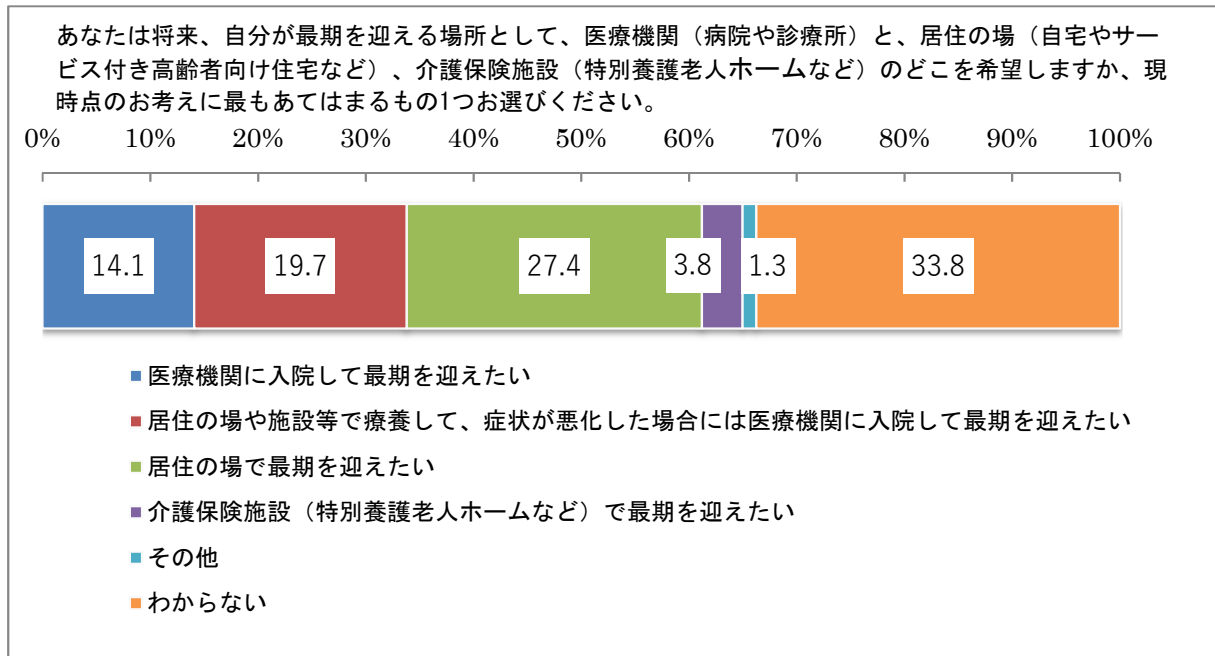
※ 上段：対全国平均、中段：人口10万対の施設数、下段：全国順位

※ 平成26年(2014年)医療施設調査(厚生労働省)、平成28年(2015年)介護サービス施設・事業所調査(厚生労働省)、関東信越厚生局資料、住民基本台帳人口、人口推計(総務省)をもとに作成。

- 入院から在宅へ切れ目のない支援を行うためには、在宅医療・介護に関わるサービス基盤の整備とともに、保健・医療・福祉・介護の更なる連携が必須です。病院や地域におけるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局、訪問看護師、介護支援専門員（ケアマネジャー）等の多職種が連携しながら、患者の状況に応じて、必要な在宅医療や介護サービス提供方針の検討、共有ができる体制の構築が求められています。
- 将来、自分が最期を迎える場所として、約3割の人が居住の場（自宅や有料老人ホームなど）を希望する一方で、自宅における死亡率は15.1%と低く、隔たりが見られます。（図3-2-2-3、表3-2-2-2）

- 住み慣れた自宅や地域で安心して療養できることや、人生の最終段階の過ごし方などについて県民の理解を促進するため、在宅で受けられる医療や介護、看取りに関する適切な情報提供を推進する必要があります。

図 3-2-2-3 最期を迎える場所の希望（千葉県）（n = 7,000）



※ 実施期間：平成 29 年（2017 年）7 月 21 日～平成 29 年（2017 年）8 月 9 日

表 3-2-2-2 死亡場所の内訳

	千葉県	全国
病院	74.1%	73.9%
診療所	1.6%	1.9%
介護老人保健施設	2.0%	2.3%
老人ホーム	5.2%	6.9%
自宅	15.1%	13.0%
その他	1.9%	2.1%
計	100%	100%

※ 平成 28 年（2016 年）人口動態調査（厚生労働省）による。

#### 【地域リハビリテーション】

- 千葉県は、高齢化が急速に進む一方で、地域リハビリテーション関連資源の水準は高齢者人口ベースで全国平均を下回っています。また、介護保険制度の改正に伴う介護予防事業の見直しにより、リハビリテーション専門職の同事業への関与が促進されていることから、市町村等からの地域リハビリテーションへの期待が高まっています。

このため、すべての県民が、それぞれの「したい生活」を実現できるように、リハビリテーションの視点から保健・医療・福祉等の関係機関をつなぎ、適切な支援が切れ目なく提供されるよう関係機関等の支援体制の整備を図ることが必要です。

- リハビリテーション専門職等が、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等に関わり、住民や介護職員等への介護予防に関する技術的助言、地域ケア会議やサービス担当者会議におけるケアマネジメント支援を行うことで介護予防の取組を機能強化することが必要です。

#### 【介護サービス】

- 重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加等を踏まえ、また介護家族者への支援の観点からも、高齢者の日常生活全般を1日複数回定期的に訪問する等の柔軟なサービスにより支える「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」のほか、「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型サービスの更なる普及促進を図る必要があります。
- 高齢者の尊厳を守り、要介護状態等の軽減又は悪化の防止に資する良質なケアの提供を確保するとともに、介護保険制度の信頼性を維持する上で、介護サービス事業者に対する指導監督は重要です。
- 適切なサービスの確保と費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高めるため、市町村においては主要5事業を実施し、介護給付の適正化を推進しているところですが、実施率の低い事業もあります。  
県においては、事業の具体的な実施状況や実施内容を確認するとともに、適正化に資する人材を育成するための研修等を実施し、市町村事業を促進していく必要があります。

【生活支援サービスなど】

- 平成29年4月にすべての市町村が総合事業に移行しましたが、多様なサービスの実施に向けて、担い手の確保が課題となっています。  
高齢者の地域での生活を支えるためには、高齢者をはじめ、ボランティア、NPO、民間企業等の多様な地域資源の活用が重要です。  
また、各地域において生活支援コーディネーターと協議体が連携し、地域課題や必要な生活支援サービス等について議論を重ねていくことが重要です。
- 高齢者・障害者・子どもといったすべての県民を対象に福祉サービスを提供する「地域共生社会」を目指し、世代や分野を超えて人と資源をつなげていくことが求められています。
- 高齢化が進む中、高齢期の障害者も増加傾向にあり、障害福祉サービス等の支援から介護保険サービスへの移行が必要な人が増加すると想定されることから、サービスの円滑な移行が求められています。
- 多くの県民が介護と仕事の両立に不安を抱えているほか、要介護者と介護者のいずれも高齢者である老老介護の割合が年々高まっており、介護する側への支援もますます重要となっています。

取組の基本方針

① 在宅医療の推進

- 在宅医療を支える診療所・病院や訪問看護ステーション、それに関わる人材等の医療資源が不足しているため、これらの医療資源を増やす取組を進めます。
- 在宅医療の推進に当たり、24時間体制の確保や急性増悪時等への対応に対する医師の負担感を軽減する取組を進めます。
- かかりつけ医等を持つことのメリットや、自宅や住み慣れた地域で最期まで自分らしく生きることについて県民の理解を深めるための取組を、関係団体と連携して進めます。

取組	概要
在宅医療を実施する医療機関の増加支援 (健康福祉政策課)	診療所や病院の医師等に対し、在宅医療を実施する動機づけや必要な知識、在宅療養支援診療所の経営等に関する研修を行うとともに、アドバイザーを派遣します。

在宅医療を推進するための拠点整備の支援 (健康福祉政策課)	在宅医療を推進するための連携拠点整備を支援します。
在宅医療に関する県民啓発 (健康福祉政策課)	医療・介護団体が連携して行う県民の在宅医療等への理解を深める取組に対し助成します。
人生の最終段階における医療等に関する啓発 (健康福祉政策課)	在宅での看取り等その人らしい最期の迎え方について県民の理解が深まるよう啓発を行います。
在宅歯科診療設備の整備 (健康づくり支援課)	主に高齢期・寝たきり者等に対する在宅歯科診療の普及向上に資するため、在宅歯科診療を実施する医療機関に対し、在宅歯科医療機器等の設備の整備に対する助成を行うことにより、安全で安心な質の高い歯科医療提供体制の充実を図ります。
千葉県福祉施設等総合情報提供システムの運営 (健康福祉指導課)	福祉施設等を利用しようとする人に対して、各福祉施設等が登録した詳しい情報をインターネットによりリアルタイムで提供します。
千葉県医療情報提供システムの運営 (医療整備課) (薬務課)	患者の視点に立った、安全・安心で質の高い医療が受けられる体制の構築のため、検索機能を有する情報提供システムを整備し、医療機関等に関する必要かつ客観的な情報をインターネット上で提供するとともに、助言・相談機能を充実させることにより、患者・住民が医療機関を適切に選択できるよう支援します。
訪問看護ステーションの設置促進 (健康福祉政策課) (高齢者福祉課)	訪問看護ステーションの新設、大規模化・サテライト化の開設に関する経費に助成を行います。
訪問看護の推進 (医療整備課)	在宅療養者が訪問看護を活用できるようにするため、県民や専門職からの相談の対応や在宅医療関係者間での連携・課題の検討を行い、訪問看護の普及を図ります。

## ② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進

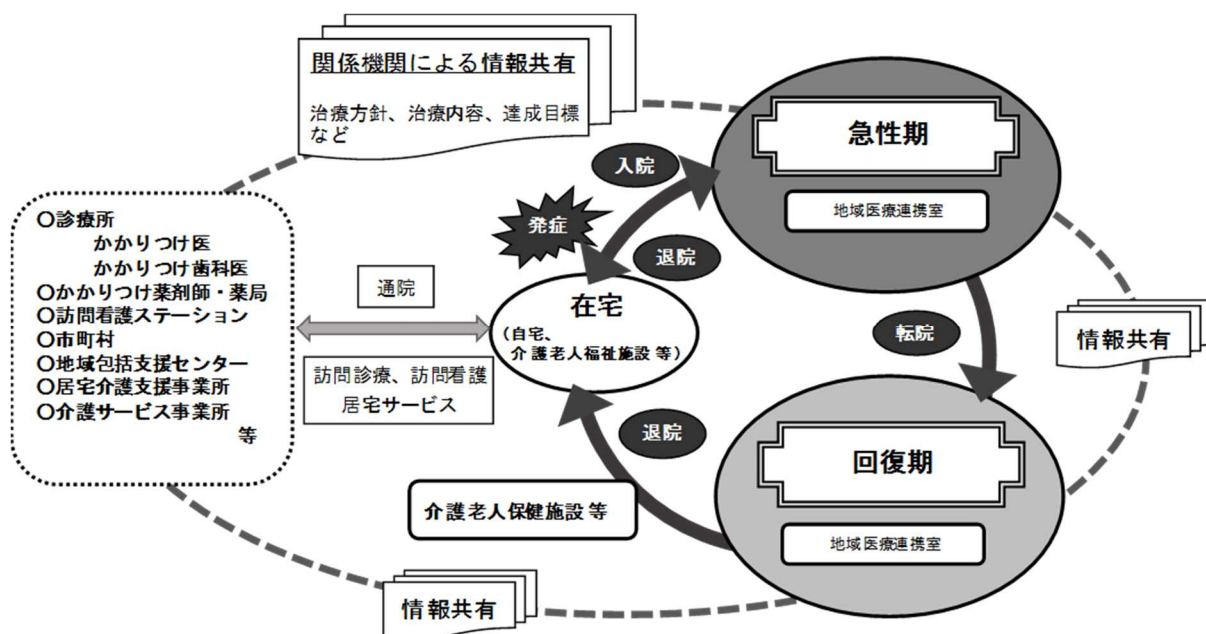
- 医療と介護の連携に取り組む市町村への支援を行います。
- 地域ケア会議について、効果的に会議運営がなされるよう支援します。

- 患者、利用者の視点に立って、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り等の場面に応じて切れ目ない医療・介護を提供するための多職種連携を促進します。
- 急性期、回復期、在宅に至るまでの「循環型地域医療連携システム」を推進し、県民が地域において、病状に応じた最も適切な医療機関を利用できる医療連携体制の構築を進めます。

取組	概要
在宅医療・介護連携の推進 に取り組む市町村への支援 (高齢者福祉課)	医療と介護の広域的な連携を図るための場を地域の実情に応じて提供するほか、市町村職員等を対象とした勉強会の開催や医療と介護の連携に関する相談に関する研修等を実施します。
地域ケア会議の運営支援 (再掲) (高齢者福祉課)	地域の関係機関のネットワーク構築に有効とされる地域ケア会議の効果的な運営を支援するため、市町村や地域包括支援センターの職員を対象にした勉強会を実施します。
多職種間の情報共有ツールの活用推進 (健康福祉政策課) (高齢者福祉課)	多職種協働を進めるため、地域の実情に応じて、「地域医療連携パス」や、入退院時の医療と介護の連携のための「千葉県地域生活連携シート」、認知症に関わる多職種間の情報共有ツールである「オレンジ連携シート」の普及に努めます。 また、効果的・効率的な連携を推進するために、ICT等の活用の検討などに取り組みます。
入退院支援の促進 (健康福祉政策課)	病院と地域で切れ目のない支援を促進するため、脳卒中の退院支援ルール等の実践から課題を抽出し、脳卒中以外の疾患にも対応した入退院支援の仕組みづくりについて検討し、全県への普及を図ります。
「循環型地域医療連携システム」の推進 (健康福祉政策課)	急性期から回復期、在宅に至るまで必要な医療が切れ目なく受けられるよう、医療機関の役割分担と連携を進め、二次保健医療圏ごとに構築した「循環型地域医療連携システム」を推進します。

在宅歯科医療連携室の整備 (健康づくり支援課)	在宅歯科医療における医科や介護等の他分野との連携を図るための窓口を設置することにより、在宅歯科医療を受ける者・家族等のニーズに応え、地域における在宅歯科医療の推進及び他分野との連携体制の構築を図ります。
薬剤師等の連携強化 (薬務課)	適切な薬剤管理指導を提供するため、一般社団法人千葉県薬剤師会が主体になり、地域における医療や介護従事者等との円滑な連携の在り方について検討する地域連携会議等を開催し、関係機関との連携強化に努めます。

### 循環型地域医療連携システム



### ③ 地域リハビリテーションの充実

- 地域リハビリテーション広域支援センター、千葉県リハビリテーション支援センター、職能団体及び行政機関等が、共通の理念のもと連携を強化し、関係機関に対する支援を充実させることにより、地域リハビリテーションの更なる推進を図ります。
- 地域組織や市町村等との協働により、地域住民の日常の生活・活動に密着した地域リハビリテーションを推進します。



取組	概要
地域リハビリテーション支援体制整備推進事業 (健康づくり支援課)	予防から急性期、回復期、地域生活期のそれぞれの状態に応じ、適切なりハビリテーションが切れ目なく提供されることが必要です。このため、地域リハビリテーション広域支援センター及び千葉県リハビリテーション支援センターの設置、「ちば地域リハ・パートナー」の指定、関係機関の従事者を対象とする人材育成、関係機関や住民を対象とした普及・啓発等を実施し、保健・医療・福祉等の関係機関をつなぐ有機的な連携体制の整備・推進を図ります。
千葉リハビリテーションセンターの運営 (障害福祉事業課)	千葉リハビリテーションセンターにおいて、県内の民間リハビリテーション施設等に対する技術的な助言や医師の派遣等の支援を行います。
回復期リハビリテーション病棟等整備事業 (医療整備課)	病床機能の再編により急性期病床から回復期リハビリテーション病棟等への転換を促進するため、県内の病院が実施する病棟整備に要する費用の一部を補助します。

#### ④ 介護サービスの整備・充実

- 要介護状態になっても可能な限り、住み慣れた地域で日常生活を送ることができるよう、居宅サービスの整備を促進します。  
また、市町村が地域のニーズや実情を把握して定めた必要量を確保するため、介護保険施設の基盤整備に努めます。
- 市町村の実施する地域密着型サービスの普及・促進を図ります。
- 障害福祉サービスから介護保険サービスへの円滑な移行のための体制づくりを進めます。

取組	概要
地域密着型サービスの整備への支援 (高齢者福祉課)	地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着型サービスの整備に要する経費を助成します。
地域密着型サービスの開設準備への支援 (高齢者福祉課)	地域密着型サービス事業所が開設当初から質の高いサービスを提供できるよう、開設前の準備経費に助成を行います。

老人短期入所居室（ショートステイ）の整備促進 （高齢者福祉課）	介護者の急病等により、一時的に居宅での介護が困難となった際などに短期間の入所を行うため、広域型特別養護老人ホーム（定員30名以上）に併設して老人短期入所居室を整備する場合に補助を行います。
介護支援専門員と相談支援専門員との連携体制づくりの推進 （障害福祉事業課）	65歳に至るまで障害福祉サービスを利用していた高齢障害者の状況に応じて、サービスの円滑な移行が行われるよう、介護支援専門員と障害福祉サービスの利用計画を作成する相談支援専門員との連携体制を検討します。

### ⑤ 介護サービスの質の確保・向上、給付の適正化

- 介護サービスの質の確保と不正な請求を是正するため、市町村と連携して介護保険施設、指定居宅サービス事業者等に対して集団指導や実地指導等を実施し、指導監督体制の充実を図ります。
- 介護保険サービスの利用者や事業者からの意見・苦情等に適正に対応できる様々な仕組みの普及促進を図ります。
- 低所得で生計が困窮している人の介護サービスの利用促進を図ります。
- 保険者である市町村の実施する介護給付の適正化に向けた主要5事業の取組を支援します。
 

このうち、比較的实施効果が高いと考えられる「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の3事業を重点事業として、研修の実施や、千葉県国民健康保険団体連合会による保険者支援事業等を通じて、保険者による事業の実施を支援します。

あわせて、適正化事業の実施効果を検証するため、年度ごとに適正化事業の実施目標を設定し、各年度終了後に実施状況及び事業効果の検証を実施します。

また、保険者、県、千葉県国民健康保険団体連合会と一体的に取り組むことができるよう連携を強化します。

**市町村（保険者）における主要5事業等の実施目標**

適正化事業名		H28時点の 実施状況		実施保険者の目標数			H32末 の 実施率 (%)	備考	
		実施 保険者数	実施率 (%)	H30	H31	H32			
主要 5 事業	①	要介護認定の適正化	39	88.6	40	42	44	100.0	重点事業 直営のみの保険者（H28時点で10）を除く
	②	ケアプランの点検	23	42.6	30	37	45	83.3	重点事業
	③	住宅改修等の点検	15	27.8	18	22	25	46.3	訪問調査 実施保険者数
		福祉用具購入・貸与調査	11	20.4	16	23	30	55.6	
	④	縦覧点検	24	44.4	30	36	44	81.5	重点事業
		医療情報との突合	26	48.1	32	38	45	83.3	
	⑤	介護給付費通知	48	88.9	48	49	50	92.6	
	給付実績の活用		13	24.1	16	20	23	42.6	

**【市町村（保険者）における主要5事業の実施方法】**

・ 要介護認定の適正化

指定居宅介護支援事業所等に委託している区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、保険者による事後点検を実施します。

その際には、要介護認定調査の平準化を図るため、認定調査を保険者が直営で行っている場合も含めて実態把握に努めます。

・ ケアプランの点検

利用者の自立支援に資する適切なケアプランとなっているか等に着目しながら、保険者においてチェックシート等を活用したケアプラン点検を実施し、改善事項等について介護支援専門員に伝達の上、介護支援専門員の自己チェックと保険者による評価を行い、介護支援専門員を、指導・支援します。その際、国が作成した「ケアプラン点検支援マニュアル」等を積極的に活用します。

・ 住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査  
(住宅改修等の点検)

改修施工前に、受託者宅への訪問、写真又は工事見積書の内容点検等により、改修の必要性や実態を確認するとともに、施工時や施工後に受託者宅への訪問や写真等により、施工状況等を確認します。

特に、効果の高い訪問調査による点検を行う保険者が増えるよう、効果的な実施方法を助言します。

#### **(福祉用具購入・貸与調査)**

福祉用具利用者等に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

その際には、適正化システムにより各福祉用具の貸与品目の単位数が把握できるため、利用者ごとに単位数が大きく異なる品目等に留意しながらこれを積極的に活用します。

#### **・縦覧点検・医療情報との突合**

##### **(縦覧点検)**

受給者ごとの複数月の請求明細書の内容について、利用日数や各種加算の算定回数等に着目した点検を実施し、請求誤り等の有無を確認の上、適切な措置を行います。

##### **(医療情報との突合)**

医療担当部署の保有する入院情報等と介護給付情報を突合し、入院期間中に介護給付費を請求している等重複請求の有無について点検を行います。

#### **・介護給付費通知**

利用者本人（家族を含む）に対してサービスに要した費用等を記載した通知書を送付します。

通知にあたっては、対象者や対象サービスをしぼりこむ工夫や通知時期、説明文書やQ & Aなど同封書類を工夫する等、単に通知を送付するのではなく、効果が上がる実施方法を検討します。

#### **【積極的な実施が望まれる取組】**

##### **・給付実績の活用**

適正化システムを活用し、過去の給付実績から把握できる各種指標の偏りなどを基に、給付内容等に疑義のあるものを抽出・点検の上、必要に応じて過誤調整や事業者への指導等を行います。

取組	概要
介護サービス事業者の指導 (高齢者福祉課)	県が指定した居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設に対して、集団指導や実地指導等を行います。
有料老人ホームの指導 (高齢者福祉課)	有料老人ホームに対して立入検査を行い、「千葉県有料老人ホーム設置運営指導指針」に基づき、管理運営状況等について適切に指導します。 また、老人福祉法に基づき、無届施設に対して有料老人ホームとして届け出るよう指導の徹底を図ります。
お泊りデイサービスの事業内容の透明性の確保 (高齢者福祉課)	いわゆるお泊りデイサービスを実施している事業者に対し、届け出や事故報告の提出を促すとともに、ガイドラインに基づき必要な指導を行います。
高齢者福祉施設の指導 (高齢者福祉課)	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等に対し、定期的に行う監査とは別に必要に応じて現地指導を実施し、運営状況を的確に把握するとともに、指導・助言等を行い、入所者や職員の処遇改善を図ります。
施設の感染症等の発生予防及びまん延防止対策の普及・啓発 (健康福祉政策課)	高齢者福祉施設等に対し、感染症等に関する知識の普及・啓発を図り、発生予防とまん延防止に努めます。
千葉県運営適正化委員会による苦情解決 (健康福祉指導課)	千葉県運営適正化委員会において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営の監視及び福祉サービス利用者の苦情の解決を図るなど、福祉サービス利用者の権利擁護を推進します。
苦情相談体制の整備 (高齢者福祉課)	介護保険法上の苦情処理機関に位置付けられる国民健康保険団体連合会に対し、苦情処理に要する経費の一部を補助し、苦情や相談への対応の円滑化を図ります。
福祉サービスの第三者評価・情報公表の推進 (健康福祉指導課)	福祉サービスの質の向上と利用者の適切なサービスの選択を支援するため、介護サービスを含むすべての福祉サービスについて第三者評価・情報公表事業を実施します。
養護老人ホーム入所者への支援 (高齢者福祉課)	県内の養護老人ホームの入所者で、公的年金を受給していない人及び県が定める一定金額を下回る収入額の人に対して、法外援護給付金を支給し生活の質の向上を図ります。

Ⅲ 施策の推進方策  
 基本施策Ⅱ-2  
 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実

<p>低所得者に対する介護保険サービス利用者負担額の軽減対策の推進        (高齢者福祉課)</p>	<p>低所得者の介護保険サービスにおける利用者負担の軽減のために市町村が行う次の事業に要する経費の一部を補助します。        ○障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用者に対する支援措置        ○社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度</p>
<p>ケアプランの分析等介護報酬に係る点検支援        (高齢者福祉課)</p>	<p>市町村が行う介護給付適正化への取組に対し、千葉県国民健康保険団体連合会が行う次の業務に対して補助を行うことにより、介護給付の適正化を促進します。        ○介護給付適正化に係る保険者支援業務        ○ケアプラン分析運用支援業務        ○介護報酬請求縦覧点検支援業務</p>
<p>介護認定調査員新規研修及び現任研修        (高齢者福祉課)</p>	<p>新規に認定調査に従事する者及び既に認定調査に従事している者が要介護認定等における公平・公正かつ適切な認定調査を実施するために必要な知識、技能の修得及び向上に資する研修を実施します。</p>
<p>介護認定審査会委員新規研修及び現任研修        (高齢者福祉課)</p>	<p>新規に介護認定審査会委員に就任する者及び既に介護認定審査会委員に就任している者が要介護認定等における公平・公正かつ適切な審査判定を実施するために必要な知識、技能の修得及び向上に資する研修を実施します。</p>
<p>主治医研修        (高齢者福祉課)</p>	<p>要介護認定等に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載がより適切に行われるよう、医師を対象とした研修を実施します。</p>
<p>介護認定審査会運営適正化研修        (高齢者福祉課)</p>	<p>介護認定審査会の適正な運営を図るために必要な知識、技能の修得並びに審査判定手順等の適正化及び平準化に資する研修を市町村職員等を対象に実施します。</p>
<p>保険者訪問による技術的助言        (高齢者福祉課)</p>	<p>介護保険事業の運営が健全かつ円滑に行われるよう、各保険者を訪問し実地において要介護認定事務に係る技術的助言を行います。</p>
<p>介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成(再掲)        (高齢者福祉課)</p>	<p>利用者の自立支援に資するケアマネジメントに関する必要な知識及び技能を修得し、医療との連携をはじめとする多職種協働を実践できる介護支援専門員を養成します。</p>

主任介護支援専門員(ケアマネジャー)の養成(再掲) (高齢者福祉課)	介護保険サービス事業者等との連絡調整や他の介護支援専門員への包括的継続的ケアマネジメント支援を行う等、地域包括ケアの中核的役割を担う主任介護支援専門員(主任ケアマネジャー)を養成します。
---------------------------------------	---

### ⑥ 生活支援体制整備の促進

- 高齢者の在宅生活を支えるため、NPO、ボランティア、民間企業等の多様な主体による介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築や、関係者間のネットワーク化等に取り組む市町村を支援し、総合事業と生活支援体制整備の一体的な促進を図ります。

取組	概要
生活支援コーディネーターの養成 (高齢者福祉課)	市町村が地域支援事業の中で取り組む生活支援体制整備において、生活支援サービスの充実・強化や担い手の育成等を行う生活支援コーディネーターを養成します。
生活支援コーディネーターのフォローアップの実施 (高齢者福祉課)	生活支援コーディネーターの日頃の活動における悩みの解決につなげるため、フォローアップ研修を実施します。
我がまちシニア応援プロジェクトの実施 (高齢者福祉課)	高齢者の生活支援に取り組む団体の運営を支援するため、情報発信やマーケティング等に関する専門的な知識・経験を有する人材を派遣します。
市町村への情報提供 (高齢者福祉課)	介護予防・生活支援サービスに関する県内市町村の実施状況等や他県での事例の情報を収集し、市町村に提供します。

### ⑦ 介護する家族への支援

- 介護離職の防止に向け、介護休業制度等の周知に努めます。
- 各種相談窓口の充実を図ります。
- 介護する家族をサポートするため、介護に関する各種の情報提供等を行う「千葉県福祉ふれあいプラザ」を運営します。

Ⅲ 施策の推進方策  
 基本施策Ⅱ-2  
 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護・生活支援サービスの充実

取組	概要
介護休業制度の普及・啓発 (雇用労働課)	企業の経営者や労務担当者を対象とするセミナーを開催するとともに、経営・労務管理の両面から企業にアドバイスを行う「働き方改革」アドバイザーを養成して企業に派遣し、介護休業制度を利用しやすい職場環境づくりを推進するなど、多様で柔軟な働き方の普及を進めます。
高齢者相談窓口の設置 (高齢者福祉課)	県高齢者福祉課内に専門員を配置し、高齢者の悩み事、高齢者虐待、施設での介護等についての電話相談を実施します。
認知症相談コールセンターの運営(再掲) (高齢者福祉課)	認知症相談体制の強化を図るため、認知症介護の専門家や経験者等が対応する「ちば認知症相談コールセンター」を設置し、電話相談に加え面接相談を実施します。
若年性認知症支援コーディネーターの配置(再掲) (高齢者福祉課)	医療・福祉・就労の関係機関とのつなぎ役として若年性認知症支援コーディネーターを配置し、生活全般をサポートします。
地域包括支援センターの整備への支援(再掲) (高齢者福祉課)	地域包括支援センターの開設に要する経費について助成します。
福祉ふれあいプラザ(介護実習センター)の運営 (高齢者福祉課)	<p>「千葉県福祉ふれあいプラザ」において、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県民や介護専門職の資質向上のための実習、講座、研修会等</li> <li>○高齢者の介護等に関する相談(介護ところの相談、住まいの相談、福祉用具相談)</li> <li>○福祉・介護分野への関心と理解を促し、高齢者等が暮らしやすい住環境の整備の促進を目的とした福祉機器展示会等を実施していきます。</li> </ul>